



羅針盤

司法改革
総合センター
ニュース

日弁連による弁護士情報提供サービスがスタート

弁護士情報の提供は、市民の弁護士へのアクセス改善のため必要不可欠な制度である。東弁でも、2000年から、東弁の定める規則・細則に基づき、所属会員について、市民に向けて、弁護士情報を提供するサービスを行ってきた。今度は、いよいよ日弁連においても、各弁護士会の申出により、インターネット上に開設した日弁連及び各弁護士会のホームページを通じて、広く市民に弁護士情報の提供を行なうサービスを開始することになり、東京三弁護士会の参加も決まった。東京三弁護士会では、検索方法等について、共通の方式・運用がなされることになっている。現在、このサービス実施に向けて、その調整と規則案の策定、システム構築等の準備が進められている最中であり、今後の動向にも注意が必要である。

会員の登録が可能となるのは、今秋ころの見通しである。この機会に、ぜひ日弁連による弁護士情報提供サービスへの登録を検討していただきたい。
(2007年8月20日現在)

日弁連の弁護士情報提供制度の概要

◇弁護士情報を提供できる者

本制度の実施を決定した各弁護士会に所属する弁護士である会員、特別会員、準会員、外国特別会員であって、同制度による情報提供を所属弁護士会に申請した者に限られ、弁護士法人は含まれない。

◇市民に提供される情報内容

◎必要的信息提供事項

日弁連に登録されている全弁護士の基本情報、すなわち、従来の日弁連「弁護士情報検索」システム登載の情報と同じ内容(別表の○記載の情報)。ただし、本制度の利用にあたっては、必要事項のみの情報提供は認められず、必ず任意事項の全部又は一部の情報提供が必要となる。そのため、日弁連のホームページには、従来の「弁護士情報検索」システムは残されたまま、新たに本制度に基づく検索画面が設けられることになる。

◎任意的信息提供事項

日弁連による弁護士情報提供制度の利用を希望する者は、市民に提供したい自己の情報を任意に選択して、所属弁護士会に申請しなければならない。ここで、任意に提供を申請できる情報は、日弁連の規則に定める事項(別表の△記載の情報)に限定される。ただし、当該会員の所属弁護士会が、日弁連に対し、情報提供しないと定めた事項は除かれるため、申請をしようと

する会員は、所属弁護士会が定める情報提供制度の定めについても注意を払う必要がある。

東京三弁護士会では、日弁連規則が認めている任意的信息提供事項のうち「所感」及び「取扱業務に関する具体的記載」については、所属会員の多さに伴う審査の困難性等に鑑み、情報提供しない方向で検討が進められている。また、重点取扱業務の記載については、15業務に限定する予定である。

◇情報提供サービスへの登録申請方法

会員は、所属弁護士会に対し、任意的信息提供事項の全部又は一部について、本制度を利用して自己の情報を市民に提供することを申請する。会員自ら、所属弁護士会のホームページからアクセス可能なインターネット上に設置された情報提供申請画面(日弁連会員ページ用のIDとパスワードによる認証が必要)にログインして直接入力するか、日弁連所定の情報提供申請書に必要事項を記載して所属弁護士会に提出し、同弁護士会の担当者が当該会員に代わって入力する方法によって行なう。ただし、弁護士会担当者の事務量を考え、前者の方法を原則とし、後者は例外的に認める方向で検討中である。

情報の変更を申請する場合も同様である。

◇審査を行なう者

所属会員から申請を受けた弁護士会が、情報の内容

弁護士情報提供事項比較表

市民に提供される情報について、新たに始まる日弁連による弁護士情報提供制度と東弁の既存の制度を比較すると、異同は次のとおりである。詳細については、なお検討中であり、今後の動向に注意されたい。(2007年8月20日現在)

		日弁連の 新制度	東弁の 既存の制度	備 考
1	氏名	○	○	既存の東弁の制度では規則に明記されていないが、当然に提供される情報である
2	所属弁護士会の名称	○	○	
3	事務所の名称及び所在地	○	○	
4	事務所の電話番号	○	○	
5	事務所のFAX番号	○	△	
6	登録又は登載の番号	○	△	
7	弁護士会員、特別会員、準会員又は外国特別会員の別	○	×	
8	外国特別会員の場合はその原資格国の国名	○	×	
9	特定外国法の指定を受けた外国特別会員の場合はその指定法の名称	○	×	
10	業務停止の懲戒処分を受け、現に業務停止期間中である場合には、その旨	×	○	
11	懲戒処分の公表等に関する会規による調査命令の対象となった場合には、その旨	×	○	
12	生年	△	△	既存の東弁の制度では月日までが任意的事項
13	登録年	△	△	初めて弁護士登録された年
14	修習期	△	△	
15	性別	△	△	
16	出身地	△	▲	
17	学歴	△	▲	
18	肖像(写真を表示する画像データ)	△	▲	
19	法曹以外の資格	△	▲	既存の東弁の制度では単なる「資格」と定め、国又は公共団体若しくはこれらに準ずる団体が認定するものに限る
20	日本国以外の法曹資格(外国特別会員においては、原資格国以外の法曹資格)	△	▲	
21	外国語能力	△	▲	
22	事務所における執務時間	△	▲	
23	事務所の所在地図	△	▲	
24	ホームページアドレス	△	△	
25	電子メールアドレス	△	△	
26	取扱業務の種類	△	△	所定の分類項目の中から選択
27	重点取扱業務の種類	△*1	×	所定の分類項目の中から選択。既存の東弁の制度では所定の基準を満たす場合を要経験分野として区別。 *1: 東弁では個数制限を検討中
28	取扱業務に関する具体的記載(判決紹介を含む)	△*2	△	既存の東弁の制度では「関与した事件」と定めた上で、判例集、判例雑誌等の公刊物に掲載されたものに限定。 *2: 東弁では提供の要否につき検討中
29	日弁連又は弁護士会における委員会活動歴	△	×	
30	日弁連又は弁護士会の研修の受講履歴	△	×	
31	日弁連又は弁護士会の研修の講師履歴	△	×	
32	大学等での教授及び講師履歴	△	×	
33	その他の経歴	△	×	既存の東弁の制度では学位が任意的事項(細則事項)
34	著作及び論文名	△	▲	
35	受任に関する紹介の要否	△	×	
36	所感(自由記載)	△*3	×	*3: 東弁では掲載しない予定
37	自宅の住所、電話番号及びFAX番号	×	△	
38	所属法律研究部	×	▲	*4: 東弁では掲載可能な方向で検討中
39	法律扶助事件取扱の可否	△	▲	
40	その他細則で定める事項	×	△	東弁の細則事項は▲をふした事項

○: 必要事項 △: 任意的事項(規則で定められている事項) ▲: 任意的事項(細則で定められている事項)
: 東京三会が日弁連の制度に参加する場合でも、情報提供を制限ないし拡大する方向で検討中のもの

が不相当なものでないかの審査を行ない、審査の結果、申請にかかる情報の内容が不相当でないと認めるときは、日弁連に当該弁護士にかかる情報の提供を申請し、日弁連に登録されている必要的情報提供事項と併せて市民に公開されることになる。東弁において、実際に誰が審査を担当するかについては、現在検討中である。

◇会員から提供された情報の利用

会員から提供された情報は、日弁連と各弁護士会が共同利用する。個人データ管理責任者は、日弁連は事務総長、各弁護士会は会長が担う。

◇市民への情報提供の方法

日弁連の本制度によって提供される情報は、日弁連のホームページからも登録会員（日弁連の本制度の利用によって、市民に情報提供した会員等）の所属弁護士会のホームページからも閲覧することができる。

公平を期するため、検索条件に該当した登録会員の氏名が1回の検索ごとにランダムに検索画面に表示され、そこに表示された会員の氏名をクリックすると、当該会員が提供している全ての情報が掲載されたページに画面が移動し、市民にその情報が提供される。

◇既存の東弁のホームページを利用した情報提供サービスとの関係

東弁における既存の弁護士情報提供システムは、当面日弁連の本制度と併存することになるが、この機会に廃止も検討している。両制度の間には、提供される弁護士情報の内容について、別表のような相違が存在している。

また、東弁の既存の制度を既に利用している会員も、日弁連による本制度を利用するためには、別途、前記所定の手続に従い、東弁に申請をする必要がある。

◇提供された弁護士情報の真実性等に対する責任

弁護士情報提供の申請又は変更申請があった事項の真実性については、申請を行なった会員等が一切の責任を負う。

日弁連及び所属弁護士会は、その真実性及び相当性並びに会員等が本制度を通じて依頼した者から受任した法律相談又は事件の処理について、同会員等及びその依頼者のいずれに対しても責任を負わない。

これについては、情報提供（変更）申請画面及び検索画面の入口に、その旨を明記し、これに同意した者のみが、情報提供（変更）の申請又は検索を行なうことがで

きるという仕組みにすることにより担保される。

◇情報提供の停止

登録会員が、業務停止、退会命令又は除名の懲戒処分を受けたとき、所属弁護士会から、特定の登録会員の弁護士情報の提供を停止する旨の申出があったとき、当該登録会員に関する本制度による情報の提供は停止される。

情報提供を停止された会員は、業務停止期間が終了したとき、懲戒処分が取り消されたとき、その他情報提供の停止事由が止んだとき、所属弁護士会に対し、情報提供停止の解除を申請することができ、この申請を受けた弁護士会は、弁護士情報提供の停止を解除するか否かを決定する。

◇情報提供の終了

登録会員が登録換えをしたとき、弁護士名簿の登録を取り消されたとき、日弁連は、本制度に関して保有する当該弁護士の情報を全て抹消し、本制度による情報提供は終了する。

◇情報提供サービス登録事項についての注意点

弁護士の業務広告に関する規程、外国特別会員広告規程、その他各所属弁護士会の規定に違反しないことが必要である。

◇掲載された弁護士情報の変更

登録会員は、掲載された自己の弁護士情報について、各広告規程に違反しない限り、いつでも所属弁護士会に変更の申請をすることができる。ただし、掲載された自己の弁護士情報に変更が生じ、各広告規程に違反するおそれがあるときは、所属弁護士会に対し、当該弁護士情報の変更（抹消）を申請しなければならない。

◇日弁連のホームページに掲載された会員の弁護士情報が、各広告規程に違反するおそれがあると思料されたとき

日弁連が各広告規程に違反するおそれがあると思料したときは、当該会員の所属弁護士会に通知する。弁護士会は、日弁連から、同通知を受けたとき、又は、自ら所属会員等の弁護士情報について各広告規程に違反するおそれがあると思料したときは、調査を行ない、必要な措置をとらなければならない。この調査の結果及び措置の内容を日弁連に通知する。

（司法改革総合センター副委員長 石黒 清子）